

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月6日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第10号

専 決 処 分 書

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月13日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田原市個人情報保護条例（平成２９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３２条第２号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第１９条第７号」を「第１９条第８号」に、「同条第８号」を「同条第９号」に改める。

附 則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。